

「2019～2023 事業年度会計監査人監査業務（再入札）」に係る参加要項

第1条 「2019～2023事業年度会計監査人の候補者の選定」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、当機構選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名：2019～2023事業年度会計監査人監査業務（再入札）

2. 調達期間

入札日～2023事業年度会計監査についての独立行政法人通則法42条で記載される会計監査人の任期が終了するまで（5カ年の複数年調達）

3. 提出書類及び部数

<提出書類>

- ・仕様書中「（9）競争参加資格」の内容を示す以下の資料
- （1）競争参加資格を有することを示す書類
- （2）企画提案書（費用（税込）及び積算内訳書を含む）

<部数>

- ・上記3（1）については2部、3（2）については11部 ※それぞれ紙媒体

4. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し非公開とする。また、入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びそ

の他の件（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監査室（担当：中村）
電話：03-3506-9488
メール：nakamura-hiromasa@pmda.go.jp

(2) 提出期日

令和元年9月6日（金）正午（必着）

(3) 提出方法

直接提出（郵送での提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。）

(4) 選定

提出書類に基づいて審査を行い、質疑等を行ったうえで、記6、記7の評価基準に基づき選定する。企画提案書による説明として、プレゼンテーションを1者あたり15分程度（質疑応答時間含む。）実施するものとする。

価格点及び技術点の合算による総合評価落札方式により、最も点数の高かった者を候補者に選定する。

6. 価格点の評価基準

1,200点満点 ※ 計算式=1,200点× {1－（入札価格／予定価格）}

7. 技術点の評価基準

1,200点満点 ※ 評価基準表を参照

8. プレゼンテーション及び入札の手順

(1) 価格入札を実施する。その結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、その後の企画案プレゼンテーションに進めないものとする。

ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。

(2) 価格入札で入札価格が予定価格の範囲内であった参加者は、企画提案書に基づき、上記7. の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。

(3) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。

(4) 選定委員は、上記（2）及び（3）の結果を審議する。

(5) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。

(6) 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。

(7) 機構は、上記(5)及び(6)の合計点を算出し、点数の高い順に参加者を候補者名簿に記載する。

9. 入札実施日時

(1) 入札公告 8月20日(火)

↓

(2) 企画提案書提出 9月6日(金) 正午まで

↓

(3) 入札、プレゼンテーション 9月11日(水) 13時30分～

↓

(4) 契約手続き

技術点評価基準表(会計監査人候補者選定について)

	評価項目	評価基準	満点
1	仕様書理解	監査法人の説明内容と仕様書の内容の間に乖離はなかったか。また、複数年監査の実施により効率的監査又は監査の質の向上に関する提案があったか。	○か×を記載

※「仕様書理解」については、6人の委員のうち、4人以上が×をつけた場合には、以下の採点は行わないものとする。

2	事業理解 実績	独立行政法人会計基準について熟知しているか。（独立行政法人会計（制度）に関する公的研究会・調査会・検討会議・専門部会等への関与実績などが存在するか）	/ 300 点
3		監査法人より示された公的法人（独立行政法人、国立大学法人、公的金融機関、特殊法人）に対する監査・コンサルティングの実績は、機構の会計監査を行うに鑑み、十分といえるものだったか。	/ 130 点
4	監査体制 品質管理	実際に監査を行う人員の構成が明示され、その人員は経験豊富な者で構成されているか。また、機構からの依頼に対して速やかに対応可能な体制となっているか、及びその体制は契約期間中での大幅な変更を避けられるようになっているか。	/ 300 点
5		実際に監査を行う人員が適切且つ効率的に監査を実施するための監査法人内のサポート体制は整っているか。	/ 150 点
6		監査法人より示されたIT監査の実施体制は、機構の現状を鑑み、十分といえるものだったか。	/ 150 点
7		品質管理体制・基本方針・監査のシステム・直近の公認会計士協会品質管理レビューの結果などから、監査法人による高い監査の質が担保されているか。	/ 100 点
8	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	/ 30 点
9		次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	/ 20 点
10		若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	/ 20 点
計			/ 1200 点

1. 価格点1200点満点、技術点1200点満点（1：1）とする。
2. 「仕様書理解」については、6人の委員のうち、4人以上が×をつけた場合には、以下の採点を行わないものとする。
3. 技術点の評価点は、採点の目安を基に、各評価項目に示した範囲の点数で評価。（項目毎に絶対評価で採点。応札各者間の相対評価ではない。）
4. 技術点の評価項目について、「8～10. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。